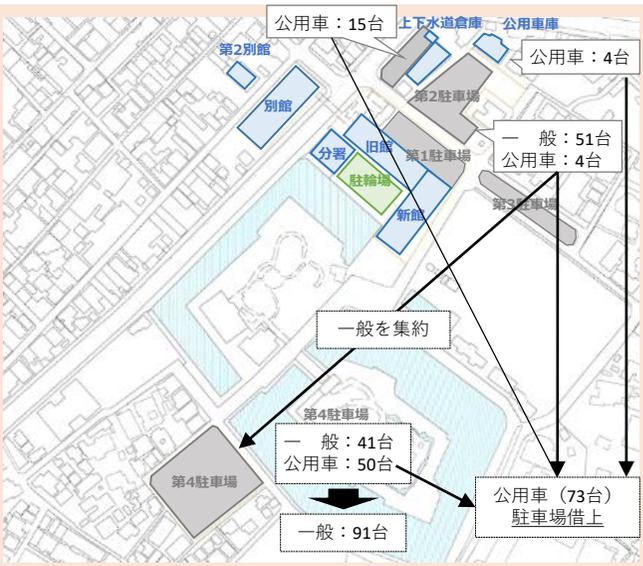


# 現地 1 棟案

# 資料 4

- ①・建設用地の確保  
 ・第4駐車場の公用車(50台)を一般利用に変更  
 ・公用車の駐車場を借上げ⇒公用車庫：4台  
 ⇒第2：4台、第4：50台、上下水道局：15台



- ②・第2駐車場を解体  
 ・上下水道局倉庫、公用車庫を解体



- ③・本庁舎を建設(移転)  
 ・新館旧館公用車の駐車場借り上げ



- ④・旧庁舎・第1駐車場を解体



- ⑤・駐車場(平面・人工地盤)、公園を整備



- ⑥・第4駐車場の運用を元に戻す  
 ・上下水道局敷地と新水道局駐車場(市有地)の一部の土地所有権を等積交換

